

アウトライン

総代会等に関する情報開示

1 総代会制度について

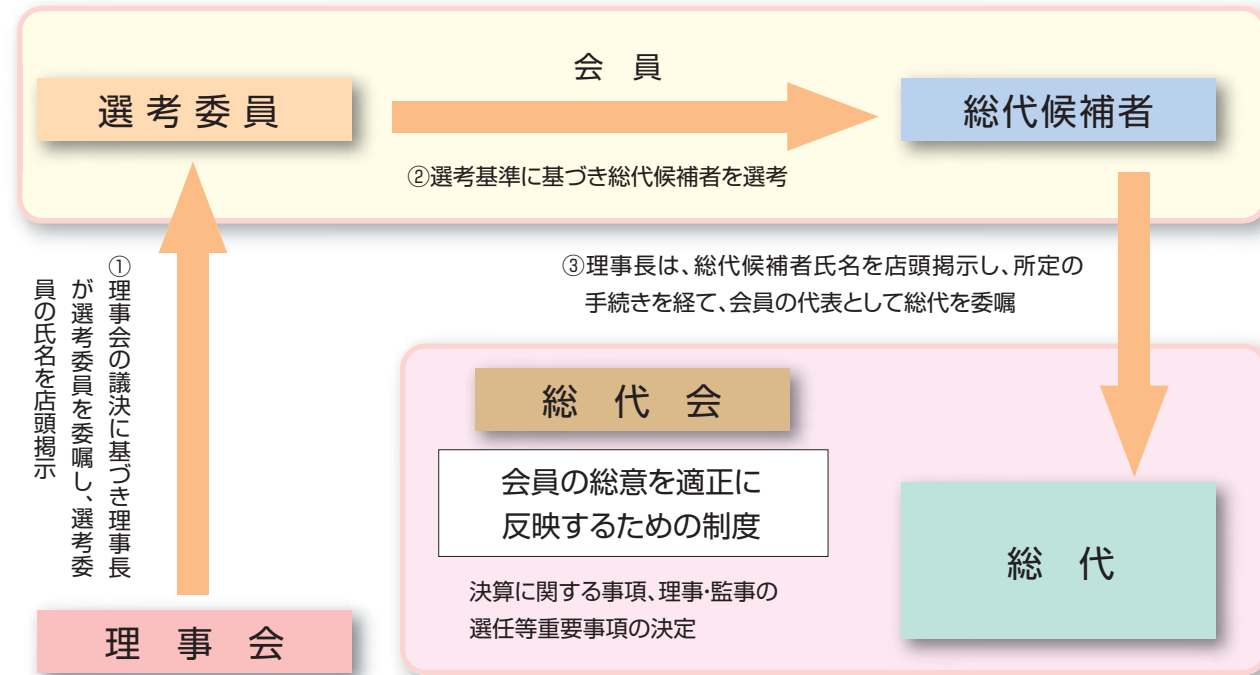
信用金庫は、会員同士の「相互扶助」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人一人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能であります。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の

重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人一人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選任する総代選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また当金庫では、毎年半期において業況説明会を開催するほか、総代会に限定することなく、利用者満足度調査を実施するなど日常の事業活動を通じて、総代や会員とコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

総代会は、会員一人一人の意見を適正に反映するための開かれた制度です。



2 総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ① 総代の任期は3年です。
- ② 総代の定数は、80人で会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。なお、平成23年3月末日における総代数は75名で、会員数は、15,014人です。

選任区域	会員数			総代数
	法人	個人	合計	
1区	656	3,536	4,192	21
2区	584	3,099	3,683	20
3区	349	3,246	3,595	17
4区	455	3,089	3,544	17
合計	2,044	12,970	15,014	75

平成23年3月末現在

(2) 総代の選任方法

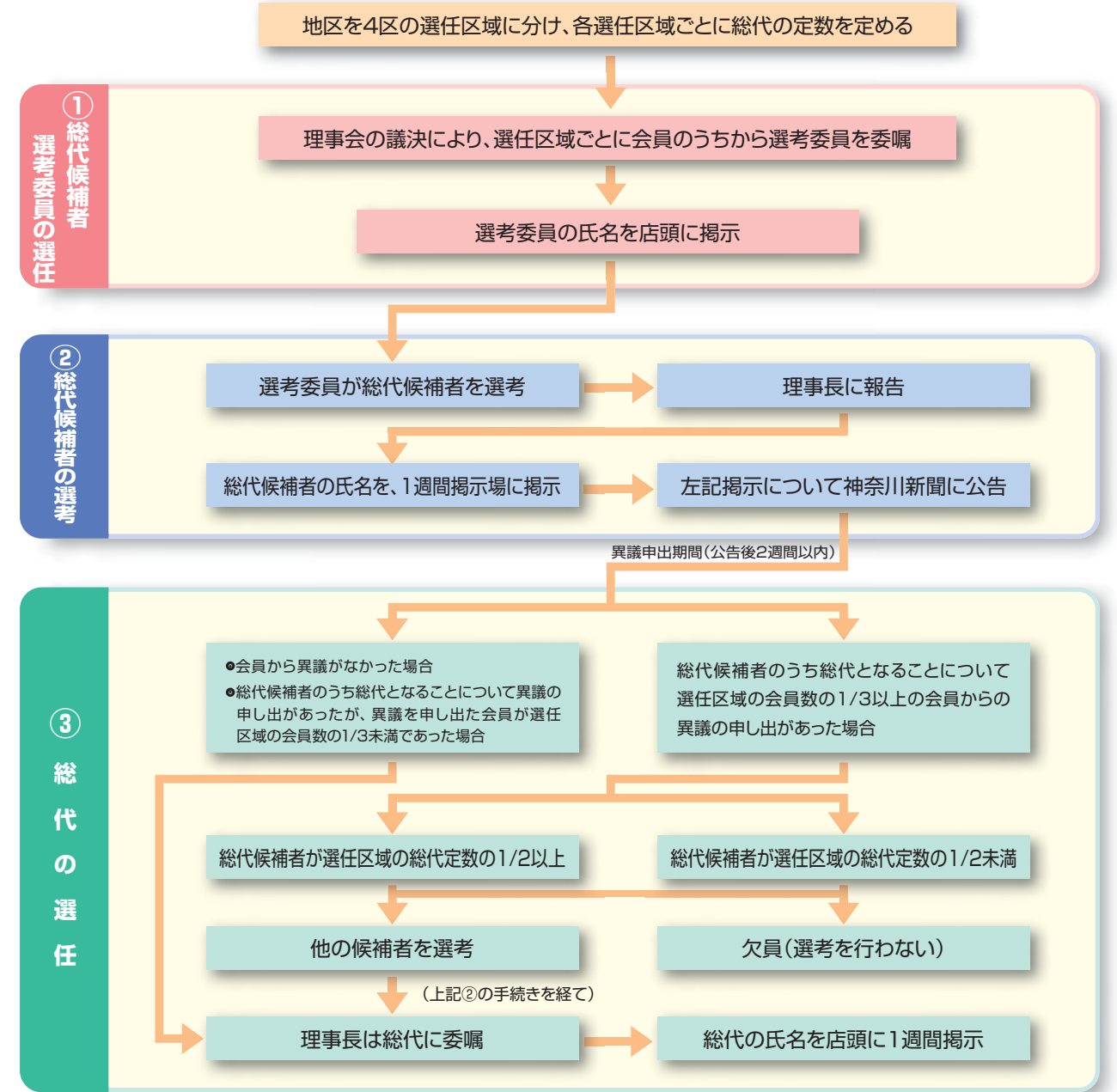
総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代候補者の選考基準(注)に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② 総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ 総代候補者を会員が信任する。(異議申し出も可能)

(注) 総代候補者の選考基準

- 当金庫の会員であること
- 総代としてふさわしい見識を有し、地域における信望が厚い者
- 良識をもって正しい判断ができる者
- 人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している者
- その他総代候補者選考委員が適格と認めた者



3 第60期通常総代会の決議事項

第60期通常総代会において、下記の事項が付議され、それぞれ原案のとおり了承されました。

- ① 報告事項
 - 第60期業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件
- ② 決議事項
 - 第1号議案 第60期剰余金処分案承認の件
 - 第2号議案 定款の一部変更の件
 - 第3号議案 会員の法定脱退(除名)の件